

千葉県告示第602号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年2月21日付千葉県告示第122号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとする時の届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指 - 52）

令和5年7月19日

千葉市長 神谷俊一

1 指定を解除する区域

（1）指 - 52 形質変更時要届出区域の全部

千葉市中央区都町三丁目13番1の一部（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）指 - 52 なし

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

（1）指 - 52 鉛及びその化合物

4 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

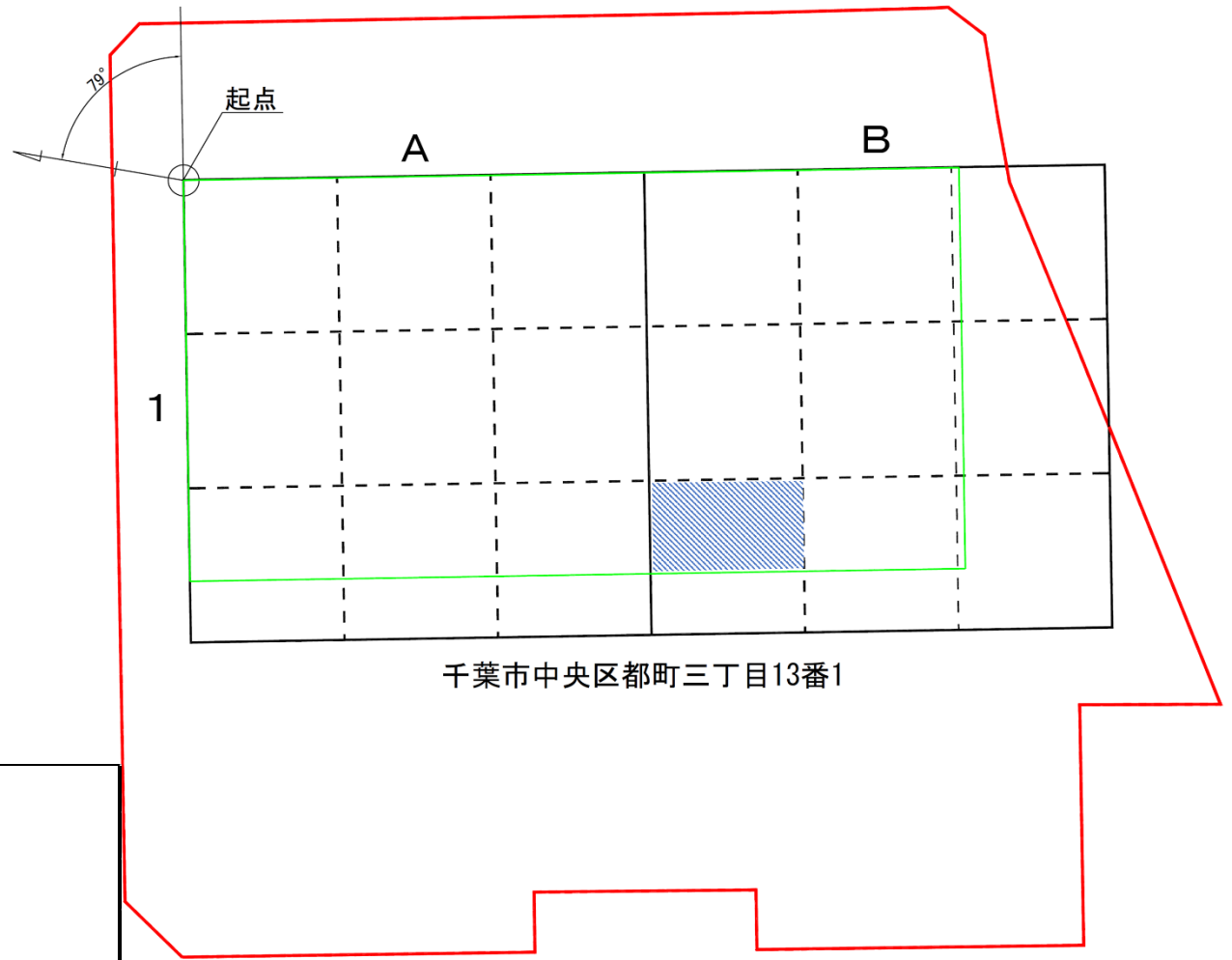
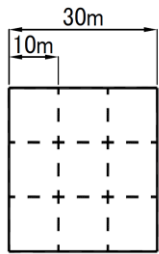
別図 1



申請に関わる土地の周辺の地図（出典：地理院地図、国土交通省）

別図2

- <凡例>
- (赤線) : 敷地境界線
(千葉市中央区都町三丁目13番1)
 - - - (赤点線) : 筆境界
 - (緑線) : 調査範囲
 - (黒線) : 30m格子区画
 - - - (黒線) : 単位区画



形質変更時要届出区域 (含有量基準超過)

<凡例>

(今回指定を解除する区域)



: 鉛及びその化合物